

## 支援戦闘機（F - 2）に係る日米了解覚書に関する特殊条項

（趣旨）

第 1 条 甲及び乙は、「日本国防衛省と合衆国国防省との間の支援戦闘機（F - 2）システムの生産及び維持に関する了解覚書」（以下、「日米覚書」という。）に基づき、日米了解事項覚書に関する特約条項（以下、「特約条項」という。）第 5 条の規定の細部及びその他必要な事項について定め、円滑な契約履行を図るものとする。

（表示の付与）

第 2 条 乙は、日本で生産されるすべての品目は、日本国内で開発されたものを除き、供与された技術情報に記述されるその供給元を明示した適切な商標及び表示によって識別するものとする。

（技術費の移転）

第 3 条 乙は、米国の技術資料を本質的に使用した結果、日米覚書の成果として開発されたすべての技術資料を、支援戦闘機を生産に採用されたか否かに係わらず、甲に申しでるものとする。

2 乙は、米国の技術資料を本質的に使用した結果開発されたものではない技術資料について、必要に応じ、甲乙協議した上で、その概要説明書を甲に提出するものとする。

第 4 条 乙は、米国ロッキード・マティン・コーポレーションへの開示又は移転する場合には、甲の指示するところによるものとする。